

平成28年度

包括外部監査の結果報告書

市税及び国民健康保険税に関する財務事務の執行について

(概要版)

平成29年1月

豊田市包括外部監査人

公認会計士 西原浩文

目次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	事件を選定した理由	1
4	外部監査の対象部署	1
5	外部監査の対象期間	1
6	外部監査の実施期間	2
7	外部監査の方法	2
	（1） 監査要点	2
	（2） 主な監査手続	2
8	包括外部監査人及び補助者	3
9	利害関係	3
第2	包括外部監査対象の概要	4
1	豊田市の歳入状況及び内容	4
	（1） 豊田市の歳入状況	4
	（2） 豊田市の市税	5
第3	監査の結果	7
1	個人市民税	7
2	法人市民税	8
3	固定資産税	9
4	都市計画税	10
5	軽自動車税	10
6	市たばこ税	13
7	事業所税	13
8	国民健康保険税	14
9	収納管理事務と滞納整理事務	15
10	情報システム	18

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

市税及び国民健康保険税に関する財務事務の執行について

3 事件を選定した理由

豊田市の平成28年度の当初市税収入予算は1,167億94百万円で、一般会計歳入予算1,859億0百万円の62.8%を占めている。また、特別会計に含まれる国民健康保険税の収入予算は86億28百万円となっており貴重な歳入の一部となっている。

平成27年度の日本経済は、経済財政政策の推進により雇用・所得環境が改善し、原油価格の低下等もあり緩やかな回復基調が続いた。ただし、平成28年度以降の先行きリスクとして、アメリカの金融政策の正常化が進むものの中国や資源価格の下落などによる新興国等の景気の下振れが懸念される。また、平成26年度税制改正において、地域間の税源の偏在を是正するため法人税割の一部が国税化され、地方法人税（税率4.4%）が創設されたことによる市税の減収のほか、豊田市の主要な産業である自動車関連産業の平成28年度の決算予想で大幅な減益予想となっている法人もあり今後の市税への影響が予想される。

このような状況において、市税や国民健康保険税に関する財務事務の執行が、関係諸法令に準拠して適正に執行され公平性が保たれているか、また効果的かつ効率的に行われているかを監査することは市民にとって有意義なものであると考え、テーマに選定した。

4 外部監査の対象部署

市税及び国民健康保険税に関する事務の執行を担当する部課

- ・税務財産部（市民税課、資産税課、納税課）
- ・市民福祉部（国保年金課）
- ・総務部（情報システム課）

5 外部監査の対象期間

平成27年度（自：平成27年4月1日 至：平成28年3月31日）

ただし、必要があると判断した場合には、平成26年度以前に遡り、また、一部平成28年度についても対象とした。

6 外部監査の実施期間

自：平成28年6月29日 至：平成29年1月26日

7 外部監査の方法

(1) 監査要点

市税及び国民健康保険税に関する事務の執行について、ア. 合規性、イ. 経済性、効率性、有効性、ウ. 公平性、正確性の3つの視点に着目する。

ア 合規性

関連法令、条例、規則、要綱等に準拠して事務が行われているかどうか検討するため、事務の流れについて説明を受け、関連文書の閲覧を行う。また、個別検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行う。

イ 経済性、効率性、有効性

経済的、効果的かつ効率的に、事務が行われているかどうか検討するため、個別検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行う。

ウ 公平性、正確性

市税等の財務事務が、法規に準拠し、公平かつ正確に行われているかを検討するため、個別検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行う。

(2) 主な監査手続

ア 担当課での調査（業務に関する聴取、証憑の閲覧・突合）により、賦課・徴収事務が関係法令等にのっとり行われているかを確認する。

イ 担当課での調査（業務に関する聴取、証憑の閲覧・突合）により、賦課・徴収事務が効果的かつ効率的に行われているかを確認する。

ウ 未申告者の捕捉状況について質問を実施し、関連資料を閲覧する。

エ 課税客体の異動の捕捉状況について質問を実施し、関連資料を閲覧する。

オ 減免等一覧表を入手し、減免申請書と照合する。

カ 滞納に関する状況をヒアリングにより把握し、関連資料を閲覧する。

キ 還付に関する手続について確認し、適正に行われているかを確認する。

ク 不納欠損の状況について確認し、適正に行われているかを確認する。

なお、サンプルチェックに関しては、税目、手続ごとに、該当する資料全体を確認した上で、その中から無作為にサンプリング抽出を実施した。

8 包括外部監査人及び補助者

公認会計士 7名及び公認情報システム監査人 1名

9 利害関係

包括外部監査人は、監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29に規定されている利害関係はない。

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

報告書中の表の数値は、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。したがって端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

外部監査を通じて発見した指摘すべき事項、意見を付すべき事項について、それぞれ、【指摘】、【意見】として記述した。それぞれの内容は以下のとおりである。

【指摘】 「法令や規則等に違反している事項、著しく不当な事項等」

【意見】 「規則違反ではないが、自治体運営の経済性・効率性・有効性を踏まえた結果、改善することが望まれる事項」

第2 包括外部監査対象の概要

1 豊田市の歳入状況及び内容

(1) 豊田市の歳入状況

日本の国や地方自治体の会計には、基本的、一般的な経費を含む「一般会計」と特定の収入及び特定の支出をもって一般会計とは経理を別にする「特別会計」がある。

今回のテーマである、市税は「一般会計」に含まれ、国民健康保険税は、「特別会計」に含まれる。

豊田市における平成27年度の一般会計の歳入の内訳及び国民健康保険事業（事業勘定）特別会計の歳入は、図表2-1-1のとおりである。

【図表2-1-1】

平成27年度の一般会計及び特別会計（国民健康保険事業）の歳入（単位：千円）

科目		平成27年度
一般会計		
1	市税	118,955,406
2	地方譲与税	1,195,479
3	利子割交付金	173,825
4	配当割交付金	547,027
5	株式等譲渡所得割交付金	565,379
6	地方消費税交付金	9,093,224
7	ゴルフ場利用税交付金	402,691
8	自動車取得税交付金	484,794
9	地方特例交付金	269,374
10	地方交付税	7,768,501
11	交通安全対策特別交付金	66,279
12	分担金及び負担金	434,098
13	使用料及び手数料	3,324,274
14	国庫支出金	19,566,562
15	県支出金	8,277,865
16	財産収入	643,782
17	寄附金	45,113
18	繰入金	2,882,691
19	繰越金	8,262,108
20	諸収入	6,322,759
21	市債	4,685,200
一般会計合計		193,966,431
特別会計		
国民健康保険事業（事業勘定）特別会計		42,302,339

（出所：豊田市市税概要（以下「市税概要」という。）、国民健康保険事業概要）

(2) 豊田市の市税

ア 豊田市の市税の種類

市税とは、市が賦課し徴収する地方税又は納税義務者が市に申告納付する地方税のことであり、地方税は、用途が特定されているか否かによって分類され、用途が特定されず一般経費となる普通税と用途が特定されている目的税に分けられる。

豊田市において課税される税金は、図表2-1-2のとおりである。

【図表2-1-2】豊田市の市税の種類及び概要

市税の種類		概要
普通税	市民税	個人の市民税と法人の市民税があり、それぞれ課税の基準によって均等割と所得割(法人は法人税割)に区分される。
	固定資産税	毎年1月1日現在で土地・家屋・償却資産(固定資産)を所有している者が納める税金である。
	軽自動車税	原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車及び二輪の小型自動車(軽自動車等)を所有している者にかかる税金である。
	市たばこ税	製造たばこ製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこに対してかかる税である。
	鉱産税	市内の鉱区で鉱物の掘採の事業を行う鉱業者に対してかかる税金である。
	特別土地保有税	平成14年度まで土地の所有者、取得者(5,000㎡以上)に対し一定の期間、特別土地保有税が課税されていたが、平成15年度以降当分の間は、新たな課税が行われなくなった。しかし、平成15年度以降も徴収猶予中の納税義務は免除されない。
目的税	事業所税	より快適な都市づくりに必要な費用に充てるための目的税である。市内に所在する事業所等に対して課税される。
	入湯税	環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他の消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため入湯客に対してかかる税である。
	都市計画税	土地区画整理事業や都市計画事業に要する費用に充てるための目的税である。課税の対象となる資産は、市内の市街化区域内にある土地及び家屋である。

(出所：豊田市市税ガイドから監査人が加工)

イ 豊田市の市税及び国民健康保険事業（事業勘定）特別会計歳入額の推移

豊田市における一般会計及び国民健康保険事業（事業勘定）特別会計歳入の推移は、
図表２－１－３のとおりである。

【図表２－１－３】一般会計及び特別会計（国民健康保険事業）歳入推移（単位：千円）

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
一般会計					
1 市税	85,859,524	85,693,455	86,868,622	119,500,666	118,955,406
2 地方譲与税	1,329,513	1,251,948	1,187,197	1,139,797	1,195,479
3 利子割交付金	279,805	227,936	214,059	206,235	173,825
4 配当割交付金	194,523	209,884	351,868	646,629	547,027
5 株式等譲渡所得割交付金	46,146	48,928	755,097	418,290	565,379
6 地方消費税交付金	4,719,867	4,732,246	4,691,914	5,624,907	9,093,224
7 ゴルフ場利用税交付金	423,234	425,033	421,146	402,272	402,691
8 自動車取得税交付金	541,440	727,710	649,784	285,121	484,794
9 地方特例交付金	1,063,582	293,480	288,739	269,007	269,374
10 地方交付税	6,730,327	8,396,324	7,162,228	7,862,016	7,768,501
11 交通安全対策特別交付金	72,064	70,150	69,306	62,817	66,279
12 分担金及び負担金	994,756	1,018,365	1,061,879	1,115,291	434,098
13 使用料及び手数料	2,894,329	2,751,370	2,793,510	2,609,047	3,324,274
14 国庫支出金	17,178,568	15,383,038	19,354,080	17,986,528	19,566,562
15 県支出金	8,151,705	7,494,368	8,503,174	9,409,088	8,277,865
16 財産収入	1,022,495	1,541,094	1,649,716	2,550,604	643,782
17 寄附金	35,224	10,985	1,024,330	17,301	45,113
18 繰入金	12,601,709	13,583,685	9,121,933	1,153,755	2,882,691
19 繰越金	6,738,883	6,587,501	8,969,930	9,846,962	8,262,108
20 諸収入	6,795,978	6,509,223	7,310,021	6,504,856	6,322,759
21 市債	12,437,099	11,437,000	11,364,744	4,662,900	4,685,200
一般会計合計	170,110,771	168,393,723	173,813,277	192,274,089	193,966,431
特別会計					
国民健康保険	35,425,550	36,596,652	36,149,481	36,887,702	42,302,339

（出所：市税概要、国民健康保険事業概要）

第3 監査の結果

包括外部監査の結果、【指摘】8件・【意見】17件を識別した。

1 個人市民税

個人市民税は、それぞれ課税の基準によって均等割と所得割に区別される。均等割は、納税者の所得金額の多少にかかわらず、納税者が広く均等に負担するものであり、所得割は、納税者の所得金額に応じて納税者が負担するものである。

個人市民税に関する監査の結果

ア 不申告調査対象の抽出方法の見直しの必要性【指摘】

平成27年度重点取組項目のうち、「不申告調査（個人）」の調査対象の抽出について、賦課期日（平成27年1月1日）現在、豊田市に住民登録があるものの中から、一定の抽出条件に基づき抽出した対象について個人市民税申告書の送付を行い、申告のない者について、電話照会、勤務先の会社照会、現地調査等を実施している。

一定の抽出条件を確認したところ、外国人については調査の対象外とされていた。

平成27年10月1日現在の外国人の数は13,739人（豊田市人口に占める割合は3.25%）。そのうち、20歳から64歳までの数は10,661人（豊田市20歳から64歳までの人口に占める割合は4.28%）であり、調査により、新たな税収が確保される可能性がある。また、課税の公平性の観点から、外国人についても調査の対象とする必要がある。

イ 国税連携データに基づく調査対象抽出方法の見直し【意見】

平成27年度重点取組項目「④各種資料に基づく申告確認」のうち、外交員報酬に対する調査について、国税連携データのうち、一定の抽出条件に基づき抽出し、個人市民税の送付を行っている。

一定の抽出条件を確認したところ、国税連携データで設定されている132区分ある報酬のうち、抽出されているのは外交員報酬であると思われる7区分のみであった。

課税の公平性の観点から、毎年ローテーションにて他の区分についても調査することが望まれる。

なお、所管課によると、平成28年度から全区分を対象にした調査を試験的に開始し、マイナンバー（社会保障・税番号制度）導入に伴い、本人特定が容易になる平成29年度からは、調査を本格実施するとのことである。

ウ 給与支払報告書未提出事業所の追加調査【意見】

平成27年度重点取組項目「⑤給与支払報告書未提出事業所調査」では、豊田市内

に住所のある事業所のうち、平成26年度に3人以上の給与支払報告書の提出をしているが、平成27年度は未提出となっている事業所を対象としている。

地方税法第317条の6では、給与支払報告書等の提出義務について規定しており、同法第317条の7では、給与支払報告書等の提出義務違反に関する罪として、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することが定められている。

平成27年度調査時に給与支払報告書の提出を約束したにもかかわらず、提出のない事業所につき、追加調査を行っていない。

給与支払報告書未提出事業所調査時に給与支払報告書の提出を約束しながら、提出のない事業所について、課税の公平性の観点から、年度内に追加で督促を行う等追加調査を行うことが望まれる。

なお、所管課によると、平成28年度調査では、給与支払報告書未提出事業所調査時に給与支払報告書の提出を約束しながら、提出のない事業所について、追加調査を行っているとのことである。

2 法人市民税

法人市民税は、市内に事務所や事業所などがある法人等にかかる税であり、法人の規模（資本金等の額と従業者数）によって税率が決定する「均等割」と、国税である法人税額を課税標準として税額が決定する「法人税割」がある。

法人市民税に関する監査の結果

ア 非営利型法人の判断根拠の記載の必要性【意見】

公益認定を受けていない「一般社団法人及び一般財団法人のうち、法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人で、収益事業を営まないもの（減免規則別表第1第5号の部第11の項）」は、法人市民税全額の減免対象である。

平成27年度に提出された法人市民税の減免申請書のうち、減免理由が非営利型法人であるものを閲覧したところ、減免申請書に定款及び事業報告書が貼付されていたが、非営利型法人の要件に該当するかどうかの判断根拠については記載されていなかった。担当者に確認したところ、定款及び事業報告書を確認し、要件に該当することを確認しているとのことであったが、判断根拠は残していないとのことであった。

非営利型法人であるとの判断根拠が残されていないと、判断が曖昧となり、他の担当者によるチェックが行えないことから、例えば、非営利型法人の要件を参考に、チェックリストを作成し、判断根拠を残すことが望まれる。

イ 「実態回答書」の管理方法【意見】

平成27年度に作成された「法人未申告調査票」を閲覧したところ、調査結果が「5

実態回答書提出」となっているものが10件あった。「実態回答書」については、うち5件は「法人未申告調査票」の裏に糊付けされていたが、残り5件については、別途ファイリングされていた。

担当者に確認したところ、「実態回答書」の管理方法について、マニュアル化されておらず、管理方法が統一できなかったためとのことである。

「実態回答書」は個人情報が含まれるため、紛失により、個人情報が流出する可能性がある。そのため、管理方法を統一し厳重に管理することが望まれる。

ウ 「法人不申告調査（設立未届法人）」の様式の見直しの必要性【意見】

設立登記がされているが、市への設立届が提出されていない法人について、法務局の登記情報から、「法人不申告調査（設立未届法人）」という調査票を作成し、調査結果を記載している。結果については、別途、「設立未届法人一覧」にて管理している。

「法人不申告調査（設立未届法人）」の様式は、税務システムから出力される「法人未申告調査票」の様式に合わせて、ワープロソフトの差し込み文書機能を利用して作成されているが、使用していない不要な項目が多く、作成に手間もかかることから、必要な項目のみを記載した様式に修正することが望まれる。

エ 未届法人調査での事業所税「事業用家屋の貸付申告書」の利用【意見】

法人不申告調査のうち、法人の設立届出のない法人のうち、豊田市外に本店があり、豊田市内に支店のある法人について、資産税課の固定資産税申告情報を利用して捕捉している。

しかし、固定資産税申告情報では、大型商業施設や貸ビル等のテナントの情報は把握できないが、事業所税の「事業所用家屋の貸付申告書」の貸付先を対象に調査を行うことにより、大型商業施設や貸ビル等のテナントを直接調査することが可能となる。

そのため、事業所税の「事業所用家屋の貸付申告書」の貸付先についても未届法人調査の対象とすることが望まれる。

3 固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）に土地・家屋・償却資産（固定資産）を所有している人がその固定資産の価格を基に算定された税額をその固定資産の所在する市に納める税金である。

固定資産税に関する監査の結果

ア 償却資産の未申告者に対する過料【意見】

平成27年度重点取組項目のうち、「①償却資産不申告調査」における未申告指導

の実績は、図表 3-3-15 のとおりである。未申告指導では、文書の発送、電話による連絡及び訪問により申告を促している。その結果、未申告のままであるものうち、正当な理由なく未申告であるものについては、「償却資産申告の手引（豊田市）」に記載のとおり、地方税法第 386 条及び市税条例 68 条の規定により、過料を科することを検討することが望まれる。

【図表 3-3-15】「①償却資産不申告調査」における未申告指導の実績

区分	件数
未申告指導対象件数	158
指導の結果、申告された件数	76
調査の結果、廃業していた件数	41
H27年度は申告対象外であった件数	1
未申告件数	40

(出所：資産税課集計資料)

4 都市計画税

都市計画税は、土地区画整理事業や都市計画事業に要する費用に充てるための目的税である。課税の対象となる資産は、市内の市街化区域内にある土地及び家屋である。

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

5 軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車及び二輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)を所有している者に対して課税される地方税である。

軽自動車税に関する監査の結果

ア 軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書の不備【指摘】

原付自転車(125cc以下)及び小型特殊自動車を取得、譲渡、廃車又は住所が変わったときには、30日以内に市役所資産税課、各支所、出張所に申告する必要がある。

平成27年度に提出された「軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書」を閲覧したところ、申請書の年月日、標識返納の有無、盗難届等の記入漏れが散見された。

軽自動車税の賦課期日は4月1日であるため、その前後の申請については、申請書に記載される軽自動車等の取得日により、課税の有無が変わってくる。

標識自体も他に悪用される可能性があることから、返納の有無を記載する必要があ

る。また「軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書」記載欄の記入の徹底が必要である。

イ 標識の管理上の不備【指摘】

原付自転車（125cc以下）及び小型特殊自動車を取得した場合には、市役所の資産税課、支所及び出張所への申告が必要であり、市役所、支所及び出張所では、申告の際に標識の交付を行っている。

市役所の資産税課では、標識の倉庫への入庫枚数と資産税課窓口、支所及び出張所への出庫枚数を管理する台帳を作成しているが、一定時点での台帳の理論上の標識の枚数と実在する標識の枚数との照合は行っていない。

標識の倉庫への入出庫のみを管理し、実在する標識の枚数と照合しないと、例えば標識が紛失しても発覚しないという不都合が生じることから、例えば年度末に1度、台帳の理論上の標識の枚数と実在する標識の枚数の照合を行うべきである。その際、支所及び出張所にて保管されている標識の枚数についても確認すべきである。

ウ 回収した標識の管理上の不備【指摘】

原付自転車（125cc以下）及び小型特殊自動車を廃車した場合には、市役所の資産税課、支所及び出張所へ標識の返還が必要である。市役所では、廃車手続の際に回収した標識を受付カウンターの下で保管し、容器がいっぱいになったところで施錠した倉庫へと移動させ、最終的には業者に依頼して溶解処分している。

カウンターの下で施錠しないで保管されていることと、管理台帳が作成されていないことから、紛失や盗難が発生しても、すぐに気付かない状況にあるといえる。したがって、盗難等により、標識が悪用されることを防止するため、回収後は施錠可能な場所で保管することや、管理台帳を作成するなど適切な管理を行う必要がある。

エ 公益社団法人及び公益財団法人が「収益事業を営まない」と判断した根拠記載の必要性【指摘】

公益社団法人若しくは公益財団法人で収益事業を営まない法人又は医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関が公益のために直接専用する軽自動車等(減免規則別表第4第2号)は軽自動車税全額の減免対象である。

平成27年度に提出された軽自動車税の減免申請書のうち、公益社団法人及び公益財団法人のものを閲覧したところ、減免申請書に定款やホームページ等のコピーが貼付されており、公益社団法人又は公益財団法人であることは確認できたが、収益事業を営んでいるかどうかの判断根拠について記載されていなかった。

減免申請書に、収益事業を営んでいないと判断した根拠を記載する必要がある。

また、事業報告書から収益事業を営んでいるか判断することが難しい場合は、「収

益事業開始届出書」の提出の有無を税務署に照会する等により、収益事業を営んでいないことを確認することが可能である。

オ 豊田市軽自動車税減免事務取扱要領の見直しの必要性【指摘】

市税条例第80条第1項第3号の「特別の事由がある軽自動車等」については、「豊田市軽自動車税減免事務取扱要領」第2条第1項から第5項までに列挙されており、第1項では、「PTAが所有する軽自動車等」に対する減免が規定されている。

平成27年度に提出された軽自動車税の減免申請書を確認したところ、具体的にどのような目的で使用されているかについて記載されていなかった。

「PTAが所有する軽自動車等」であるからといって減免を適用するのではなく、具体的な使用目的を確認した上で減免の可否を検討すべきである。

「PTAが所有する軽自動車等」に対する減免の妥当性は不明であるため、当該減免の妥当性について再検討する必要がある。

カ 社会福祉法人が所有する軽自動車税の減免の可否の検証方法【指摘】

「社会福祉事業法第22条に定める社会福祉法人が所有し、専ら同法第2条に定める事業の用に供する軽自動車」（豊田市軽自動車税減免事務取扱要領第2条第2項）は軽自動車税が全額減免される。社会福祉事業法第2条には、社会福祉事業が具体的に列挙されている。そのため、「専ら同法第2条に定める事業」とは、社会福祉事業のことである。

平成27年度に提出された軽自動車税の減免申請書を閲覧したところ、減免申請書に定款やホームページ等のコピーが貼付されており、社会福祉法人であることは確認できたが、実際に軽自動車为社会福祉事業に供されているかの判断根拠の記載はなかった。

社会福祉法人が所有している軽自動車等だからといって、社会福祉事業に供しているとは限らず、私用で利用したり、他の事業に転用したりする可能性がある。

そのため、減免申請時に現車確認又は写真の提出を義務付け、減免対象の軽自動車の車体等に社会福祉法人のロゴが印字されていることを確認することによって、軽自動車等が社会福祉事業に供されていることを検証する必要がある。

また、継続して減免を申請する場合は、運行表等の提出を受け、社会福祉事業に供していることを検証する必要がある。

キ その他特別な事由と認められる場合の具体的な減免事由の記載【意見】

市税条例第80条第1項第3号の「特別の事由がある軽自動車等」については、「豊田市軽自動車税減免事務取扱要領」第2条第1項から第5項までに列挙されており、第5項では「その他特別な事由と認められた場合」と記載されている。

平成27年度に提出された軽自動車税の減免申請書を確認したところ、具体的な理由については記載されていなかった。担当者に確認したところ、過年度から継続して申請されるものについては、初回の減免申請時に内容を確認しており、その後の申請時には、具体的な確認はしていないとのことであった。

軽自動車税の減免を受ける場合に、毎年減免申請書の提出を必要としているのは、現況を確認し、減免の適用の可否を検証するためである。そのため、継続して減免を適用する場合でも、その都度具体的な減免理由を確認し、減免申請書に記載することが望まれる。

6 市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこに対して課税される地方税である。

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

7 事業所税

事業所税は、豊田市内の事業所等において事業を行う法人又は個人が納める目的税であり、資産割と従業者割によって構成される。

なお、事業所税は、大都市における人口、企業の集中に伴う財政需要を賄うための目的税として、これら的大都市において集積の利益を得ている事業所に対して大都市の行政サービスと企業活動との間の受益関係に着目して、都市に所在する事務所、事業所で一定の規模を超えるものに対し特別の税負担を求めるという趣旨で創設されたものであり、豊田市においては昭和61年1月28日に課税団体として政令指定を受け、昭和61年7月1日から適用することとなった。

事業所税に関する監査の結果

ア 事業所税の減免申請事業所の現地調査結果の活用【意見】

平成27年度重点取組項目である「事業所税現地調査の調査方法の検討及び試行実施」の中で、事業所税の減免を申請している事業所の現地調査を行っている。

現地調査の結果である、「現地確認調査票」を閲覧したところ、次のコメントが発見された。

【図表 3-7-9】 現地確認調査票のコメント

事業所	結果
A	非課税の食堂も確認（実測）。申告面積よりも現状は大きいため次回申告から修正するとのこと。
B	新社屋建設中。28年9月完成予定。申告面積に異動有の予定
C	事務所部分28年度より課税する。
D	店舗数が多い場合のマニュアル

（出所：現地確認調査票）

担当者に同コメントの取扱いを確認したところ、特に定められていないとのことであった。しかし、同コメントは、次年度以降の課税事務に役立つ情報であり、情報を共有するため、税務システムの各事業所の画面のメッセージ欄に同コメントを入力し、次年度以降の課税事務に活用することが望まれる。

イ みなし共同事業の該当の有無の調査の必要性【意見】

みなし共同事業を行う法人又は個人が単独で合計床面積が1,000㎡（免税点）以下であったとしても、特殊関係者となる2以上の法人又は個人が同一の家屋において事業を行い、事業所税の負担を減少させる結果となるときは、それぞれの合計床面積を合計して、免税点を越える場合は、課税されることとなる。

担当者に確認したところ、みなし共同事業については、問合せがあった際に判断しているが、申告が必要になる可能性のある法人又は個人に対する調査は全く行っていないとのことであった。

課税の公平性の観点から、みなし共同事業に該当する法人又は個人に対する調査を実施すべきである。

8 国民健康保険税

日本の医療保険制度は、全ての人は何らかの医療保険に加入することとなっている「国民皆保険制度」が採用されている。医療保険制度は、被用者保険と国民健康保険、後期高齢者医療制度に区分することができる。被用者保険とは、企業等の使用者が加入する保険制度であり、被用者保険の適用者以外の国民は原則として国民健康保険の被保険者となり、75歳以上の全ての方は後期高齢者医療制度に加入することになる。

国民健康保険税に関する監査の結果

ア 減免率の算定方法【意見】

減免制度のうち、第2号（死亡・長期入院）、第3号（解雇・事業休廃止）、第4号

(農作物不作) の場合において、減額割合を直近まで収入などから算出した見込収入と所得を比較した算定式によって減免率を決定するに際して使用する割合を算出している。

所得は収入から必要経費を差し引いたものであり基本的に収入より少額となるため、この算定式によると減免割合が大きくなる可能性が高い。本来の担税能力を算定するためには、所得と収入の比較ではなく、前年度所得と本年度見込所得を比較する算定式にすることが望まれる。

イ 見込みと確定後の収入の比較【意見】

収入について、見込収入を用いて計算しているが、実際の収入が確定した後、見込収入との乖離^{かい}をモニタリングし、乖離が大きいものについては減免割合の見直しを実施しているとのことである。ただし、乖離が大きいかどうかについて明確な基準は規則や処理手順等で定められておらず、実際見込収入を確定した収入に置き換えた場合との減免割合の比較などは実施していない。現状としては大幅な乖離については担当者が判断の上、個々の状況に応じて組織的に検討しているが、公平性を保つために、一定の乖離割合基準を設けた上で検討することが望まれる。なお、その際、上記アで意見として述べたように、減免率の算定方法の基礎として所得での比較を行うことが望まれる。

9 収納管理事務と滞納整理事務

収納事務は、収納管理事務と滞納整理事務に大別される。

(1) 収納管理事務の概要

市税の収納管理は、納付された税金に誤納(誤って納めること)や過納(結果として納め過ぎになること)がないかを確認し、誤納や過納が起きた場合、他に納期が到来している未納の税金があればそちらに充当するか還付を行う事務である。

市では、納付金額の消し込みは収納口座情報システム上で行われており、消し込みに際して異常があればエラーリストに反映される。納税課ではエラーリストを確認し、金額誤り等については適時に対応を行っている。

(2) 滞納整理事務の概要

各税目の期別ごとに定められた納期限を経過しても納付が確認できなかった場合、未納者に対して督促が行われる。そして、督促状を発送しても納付が行われない場合は催告(納税折衝)が行われる。滞納整理の基本は調査、差押え、換価、配当という流れであり、その流れの中で、納税の猶予等の納税緩和措置等の納税事務の拡張手続などを活用し、確実な徴収を図る。

原則として、納税者の自主納付による完納を推進するとともに、今後滞納を発生させ

ないように納税者を指導することが重要である一方、納付の見込めない納税者を見極め、債権を整理していくことも重要な使命である。

(3) 収納管理事務と滞納整理事務に関する監査の結果

ア 徴収の猶予【意見】

地方税法上、市税等を一時に納付できない場合、一定の要件に該当する場合は徴収が猶予される制度が設けられている。

平成27年度において徴収猶予が適用された事例はない。一方で、実務においては滞納者の誓約等に基づき分割納付を認める「事実上の猶予」が従来から行われており、平成27年度末において事実上の猶予が行われている件数は4,433件となっている。

申請の煩雑さや申請期限が設けられていることなどが制度に基づく徴収猶予が利用されない主な原因であると考えられる。ただし、制度に基づく徴収猶予の場合、延滞金の全部又は一部が免除される。

必要な納税者に対して制度が利用されるよう税務財産部全体で取り組むことが望まれる。さらに、徴収猶予制度については、猶予を適用する必要性が高いと考えられる災害被害者等に対して納税相談以外の場面でも周知されるよう、税務財産部以外の部署への協力も呼びかけることが望まれる。

また、一時的に支払能力が低下し、回復の見通しがある場合などにおいては、減免を適法に利用した上で、制度に基づく徴収猶予を適用することが適切と考えられる。この場合、猶予期間中の新たな差押えや換価の禁止、資力の回復があれば分納計画を前倒しできる点は納税者にとって大きなメリットである。減免の適用に関する各箇所の意見内容を踏まえ、減免の適用要件について見直した上で、減免が適用できなかった納税者に対して、制度に基づく徴収猶予の利用を促進していくことも有効な手段である。

なお、平成28年度から猶予制度について法改正され、以前よりも利用しやすいものとなった。これを受け、市でも猶予制度について解説したチラシを税務財産部内の各課に設置し、納税相談の際に各課で案内をしており、平成28年度は10月現在で4件の徴収猶予が適用されている。

イ 税と税外債権の一体徴収【意見】

地方税以外にも自治体はその活動の結果として公債権及び私債権を保有する。豊田市市税滞納削減行動計画においても、税と税外債権の一体徴収による歳入確保を施策の一つとし、従来から行われている国民健康保険税に加え、平成28年度から介護保険料、後期高齢者医療保険料の一体的な徴収を実施している。具体的には、平成28

年度から介護保険料、後期高齢者医療保険料の滞納繰越分のうち約400件について納税課にて一体徴収を開始している。平成28年度上半期の徴収実績は、介護保険料、後期高齢者医療保険料のいずれも滞納債権の徴収額が大幅に増加している状況である。徴収対象債権全体でも評価する必要があるが、時効中断や差押えも多数実施されており、納税課の専門的な徴収ノウハウを利用することによって効果的な債権の徴収が行われていると評価できる。

また、介護保険料や後期高齢者医療保険料の滞納者に関する情報を納税課が共有することは、滞納者に対する福祉的な観点からの配慮を図る上でも意義があるものと考えられる。

納税課の負担に配慮しながらも、市全体の徴収事務を有効かつ効率的に行う観点から、今後も下水道料金や保育料等、一体徴収の範囲を拡大することについて検討していくことが望まれる。その際、情報共有について以下の課題があると考えられる。

ウ 債権者情報の共有における技術的な課題【意見】

現在、複数債権に重複して滞納する債務者に関する組織横断的な情報共有(名寄せ)は行われていない。そのため、徴収に当たる職員は債権の全体を把握することができず、税外債権(ここでは介護保険料・後期高齢者医療保険料)の滞納額をそれぞれ個別に検索しなければならない状況である。一体徴収の範囲を拡大し、市全体としてより効果的に徴収業務を実施する前提として、組織横断的な債権の情報共有がシステムのにも可能となるよう、検討することが望まれる。

一方で、システム上の対応に時間を要する場合は、徴収や滞納処分に関する報告書類等を庁内で統一的に作成するなど、効率的な情報の収集に努めることが望まれる。

エ 債権者情報の共有に際しての留意事項【意見】

税務において知り得る情報は、財産情報を始めとした個人情報も多く含んでいる。地方公務員法第34条では守秘義務について、地方税法第22条では秘密漏えいに関する罪について規定されているため、情報の共有については十分な配慮が必要である。この点、市は今回の介護保険料・後期高齢者医療保険料の一体徴収に際して、納税課担当者に各債権の徴収のための、徴収職員証を発行しており手続的な問題は認められなかった。今後も、更に一体徴収を推進する場合や、その過程において納税課以外の職員が滞納情報を利用する機会が生じる場合には、各債権の徴収職員証又は徴税吏員証の発行について留意し、情報の取扱いに配慮していくことが望まれる。

オ 収納オンラインシステムの整備【指摘】

市税の滞納者リストを閲覧したところ、「最終指導日」が未来の年月とされているものが散見された。この理由について納税課に確認したところ、留意が必要な事項に

について、オンラインシステムの指導記録明細で初めに表示される画面に表示するために、あえて事実と異なる日付を記載しているとの回答を得た。指導記録内を閲覧すれば実際の指導日が記載されているものの、時系列として一覧性に欠けている状態にある。また、サンプルにて抽出した滞納債権の状況確認記録について、平成28年3月頃に再確認する旨記載されていたが、監査実施時において対応が行われていない案件があった。当該債権について、状況に変化はなく、実質的な問題とはならなかったが、膨大な滞納者への対応を確実に実施するためにも、次回の対応予定についてオンラインシステムで日付フラグを設定するなどして、網羅的に遅滞のない対応を確実に行うことが必要である。

10 情報システム

市税及び国民健康保険税に関連する6システム（国民健康保険情報システム・市県民税システム・法人市民税システム・固定資産税システム・軽自動車税システム・収納口座情報システム）は汎用機上に構築されている。情報システム課の所管であり、汎用機のハードウェアの保守を外部委託している以外は、情報システム課が保守及び運用を行っている。開発についても、導入時の設計及び開発は情報システム課にて行っており、導入後の変更に係る開発も基本的に情報システム課にて行っているが、開発時の人員が情報システム課内では足りない場合は開発要員について一部を外部委託することがある。

情報システム課のうち、市税及び国民健康保険税に関連する6システムを含む汎用機について担当しているのは、開発担当・運用担当の人員である。

情報システムに関する監査の結果

ア システム変更時の検証の記録の保管【意見】

システム変更時の検証（テスト）の実施について、「豊田市情報セキュリティ基本要綱」、「共通実施手順」において次のように規定されている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(5) 疑似環境による十分な動作テスト及び運用テストを行うこと。(6) プログラム仕様書をはじめとしたシステム開発及び運用保守等に関する資料を作成し、基本要綱第53条の規定に基づき適切に保管及び管理すること。 |
|---|

これらの規定に基づき情報システム課において実施するテストの記録の保管の実施については、原課の担当の裁量で決定がなされおり、保管されていないことがあった。システム開発・改修基準においては、「セキュリティ責任者が保管する資料について、プログラム仕様書を始めとしたシステム開発及び運用保守等に関する資料」と規定されており、テスト記録が明示されていないが、テスト記録は、ソフトウェアの開発若しくは変更業務の品質を管理し、又はソフトウェアの瑕疵を把握する上

で必要な文書であるため、適切に保管することが望まれる。

また、税4課（市民税課、資産税課、納税課及び国保年金課をいう。）において保管すべき文書として、「共通実施手順」のシステム開発・改修基準（6）において、プログラム仕様書を始めとしたシステム開発及び運用保守等に関する資料を作成・保管・管理する旨規定しているが、テスト記録も含むことが望まれる。